

松本歯科大学共同研究取扱規程

(目的)

- 第1条 この規程は、松本歯科大学（以下「本学」という。）が外部の研究機関（以下「外部機関」という。）と行う共同研究の取扱いについて、必要な事項を定め、当該研究の円滑な進捗と本学及び外部機関の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学が実施する共同研究は、本学の教育・研究に有意義であり、かつ産学官連携ポリシーに定める社会貢献の趣旨に合致するものでなければならない。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「共同研究」

- ア 本学の研究者が外部機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- イ 本学の研究者が外部機関の研究者と共通の課題について分担して行う研究

(2) 「本学の研究代表者」

共同研究において、本学における中心的な役割を担う研究者

(3) 「外部機関の研究代表者」

共同研究において、外部機関における中心的な役割を担う研究者

(4) 「共同研究員」

現に外部機関の所属員で、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者

(5) 「研究支援者」

本学又は共同研究を実施する外部機関以外に所属する者で、共同研究に協力する者

(6) 「知的財産権」

学校法人松本歯科大学発明等取扱規程に定める特許権、実用新案権、意匠権、プログラム著作物又はデータベース著作物に係る著作権及びノウハウ等の権利並びにその他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利

(基本事項)

- 第3条 共同研究に係わる本学の研究者は、松本歯科大学学術研究倫理指針、松本歯科大学研究活動不正行為対策ガイドライン及び松本歯科大学研究活動不正行為対策に関する実施規程、学校法人松本歯科大学発明等取扱規程等の関連諸規程を遵守しなければならない。
- 2 共同研究は、当該外部機関が一方的に中止することはできない。
- 3 共同研究に要する経費により本学において取得した設備等は、特別の事由がある場合を除き本学に帰属する。
- 4 共同研究が本学の研究等に関する各種委員会の定めに該当する場合は、当該委員会の許可を受けなければならない。
- 5 共同研究の実施に当たっては、事前に共同研究契約書を締結しなければならない。
- 6 国又は地方公共団体等の公的機関及び大学等の研究機関が関係する共同研究については、この規程の適用から除外することができる。

(申請手順)

第4条 共同研究を実施しようとする外部機関(共同研究申請者)は、共同研究申込書(様式第1号)を学長へ提出しなければならない。

2 学長は、前項の共同研究申込書の内容等審査を研究費等審査委員会に諮問し、当該共同研究実施の可否を決定する。

(共同研究経費)

第5条 共同研究に要する経費等は、次の各号に定めるところにより負担する。

- (1) 本学は、所有する施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の使用・維持管理に必要な経常経費等を負担する。
- (2) 外部機関は、共同研究遂行のために本学の研究者が必要とする謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)を負担する。
- (3) 外部機関は、前号に規定する直接経費以外に、共同研究遂行上必要となる管理的な経費(以下「管理経費」という。)を負担しなければならない。
- (4) 管理経費の額は、特別の事由がある場合を除き、直接経費の10%とする。
- (5) 本学は、共同研究遂行に必要な経費を適切に分担するため、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。
- (6) 外部機関が、自己の場所において行う研究に要する経費等は、外部機関が負担する。

(管理経費の免除)

第6条 学長は、前条第3号及び第4号の規定にかかわらず、共同研究の相手方が国又は地方公共団体等の公的機関及び大学等の研究機関であって管理経費に相当する経費が措置されていない場合、又は措置されているが前条第4号に規定する割合に満たない場合は、管理経費の一部又は全部を免除することができる。

(共同研究員の受入等)

第7条 共同研究遂行のため、本学内に外部機関に在籍する共同研究員を受け入れることができる。

- 2 本学に受け入れる共同研究員の受入料及び処遇等必要な事項は、その都度学長が決定する。
- 3 外部機関は、共同研究員の身分等一切を担保し、当該共同研究員が本学又は第三者等に損害を与えた場合は、その責を負わなければならない。

(研究支援者)

第8条 共同研究の遂行に当たって必要な場合には研究支援者を受け入れることができる。

- 2 研究支援者の受け入れに当たっては、研究支援者、本学及び外部機関の三者による契約を締結し、その権利・義務について明らかにする。

(研究経費等の納入)

第9条 外部機関は、第5条及び第7条第2項に定める研究経費等を本学が指定する期日

までに納入しなければならない。

2 前項で納入された研究経費等は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

(設備の受入れ等)

第 10 条 共同研究の遂行上必要な設備等を搬入する場合、当該設備等の運搬及び設置等に要する経費は、特別の事由がある場合を除き当該外部機関が負担する。

2 前項の設備等を搬出する場合も同様とする。

(研究の中止又は期間延長等)

第 11 条 共同研究申請者は、当該研究の中止又は期間延長等の契約内容を変更する必要があるときは、事前に共同研究(中止・期間延長等)申請書(様式第 2 号)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の中止又は期間延長等が研究遂行上やむを得ないと認めるときは、外部機関と協議の上、それまでの共同研究成果の取扱、今後の予定、設備や費用の残額分の取扱等に関する変更契約を締結する。

(研究の完了報告)

第 12 条 本学の研究代表者は、当該共同研究完了後速やかに共同研究完了報告書(様式第 3 号)により学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第 13 条 共同研究の成果の公表については、その時期及び方法等必要な事項を外部機関と協議して共同研究契約書の定めるものとし、知的財産権の妨げにならない範囲内において、共同研究代表者が責任をもって行う。

(知的財産の出願)

第 14 条 共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定等出願事務が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 共同研究の結果、それぞれが独自に発明等した場合において、特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ相手側の同意を得るものとする。

3 共同研究の結果、共同で発明等した場合において、特許出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行う。ただし、本学が外部機関から特許等を受ける権利を承継した場合は、単独で出願を行うことができる。

4 前項本文の場合において、共同出願に係る諸経費については、特別の事由がある場合を除き、本学及び外部機関がそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の実施)

第 15 条 前条第 2 項及び前条第 3 項但書の規定により本学が承継した知的財産権若しくは前条第 3 項本文の規定により外部機関と共有する知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)を実施許諾するとき又は共有に係る知的財産権を外部機関若しくは外部機関の指定するものが実施するとき、実施契約を締結の上、実施料を徴収するも

のとする。

- 2 外部機関が民間企業等の実施機関であって、共有に係る知的財産権を、共同研究契約で定める期限内において正当な理由なく実施しないときは、当該外部機関と協議のうえ第三者に対して実施許諾することができる。
- 3 外部機関が国又は地方公共団体等の公的機関及び大学等の不実施機関である場合には、民間企業等の第三者にて共有に係る知的財産権が実施されるよう双方で努力する。

(本学固有の知的財産権の共同研究等における実施)

第 16 条 本学が固有する知的財産権を利用して共同研究を行う際の、当該権利の取扱は次の各号による。

- (1) 共同研究を実施しようとする外部機関は、共同研究の範囲内において、当該権利内容を自由に実施することができる。
- (2) 共同研究の結果、当該権利の改良発明としてなされた知的財産権の取扱は、第 14 条並びに第 15 条に従って行う。
- (3) 共同研究の目的、範囲外に当該権利を利用する場合には、別途「実施許諾契約」を締結する。

(秘密保持)

第 17 条 本学、外部機関及び研究支援者は、共同研究の実施に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た一切の情報を秘密として扱い、提供者の許可なしにそれらを第三者に開示してはならない。

- 2 本学、外部機関及び研究支援者は、必要に応じて秘密保持契約書を締結する。

(事務)

第 18 条 共同研究の受入れに関し、書類等の取りまとめ事務は総務課が、経理事務は経理課が行う。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、研究費等審査委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2003 年 4 月 1 日施行の「松本歯科大学共同研究規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

松本歯科大学長 殿

（外部機関）

住所

名称

代表者名

印

共同研究申込書

松本歯科大学共同研究取扱規程を遵守の上、下記のとおり申込みます。

研究課題					
研究の目的及び内容					
研究期間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
研究実施場所	外部機関				
	松本歯科大学				
外部機関研究代表者	所属・職	氏名	役割分担		
松本歯科大学研究代表者	所属・職	氏名	役割分担		
共同研究員	所属・職	氏名	役割分担		
研究支援者	所属・職	氏名	役割分担		
外部機関研究経費負担額 (消費税含む。)	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	計
	直接経費	円	円	円	円
	管理経費(注)	円	円	円	円
	共同研究員受入料	円	円	円	円
	合計	円	円	円	円
外部機関が松本歯科大学に搬入する設備等	名 称		規 格	数 量	
内容公表の可否	研究題目	機関名		研究経費額	
	可 ・ 否	可 ・ 否		可 ・ 否	
外部機関の事務連絡先	所属・職・氏名				
	Tel:	Fax:	E-mail:		

(注) 管理経費の割合 : 直接経費の10%

松本歯科大学長 殿

共同研究申請者

（外部機関）

住所

名称

代表者名

印

共同研究（中止・期間延長等）申請書

下記のとおり共同研究を（中止・期間延長・〈 〉）することといたしたく申請します。

記

1. 研究課題

2. 研究の目的及び内容

3. 研究期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 研究を中止・延長する期日・期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 中止・期間延長等の理由

6. その他（現在までの研究成果の取扱、研究設備等の取扱等）

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

松本歯科大学長 殿

本学の研究代表者

所属 職

氏名 印

共同研究完了報告書

下記のとおり 年 月 日をもって共同研究が完了しましたので報告します。

研 究 課 題	
研 究 成 果 の 概 要	
研究成果の今後の活用方法	